

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
1	入札説明書	1	<p>第1 - 3</p> <p>なお、入札説明書及びその添付書類は、次の（1）から（9）までの書類（補足資料、市ホームページへの掲載等により公表したこれらに対する質問回答書（ただし、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業実施方針（令和4年11月公表）」等に対する質問・意見への回答及び「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）等（令和5年2月公表）に対する質問・意見への回答は含まない。）、その他これらに関して、市が発出した書類を加えたものを、以下「入札説明書等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。（後略）</p>	<p>第1 - 3</p> <p>なお、入札説明書及びその添付書類は、次の（1）から（9）までの書類（補足資料、市ホームページへの掲載等により公表したこれらに対する質問回答書（ただし、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業実施方針（令和4年11月公表）」等に対する質問・意見への回答及び「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）等（令和5年2月公表）」に対する質問・意見への回答は含まない。）、その他これらに関して、市が発出した書類を加えたものを、以下「入札説明書等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。（後略）</p>	誤記の修正
2	入札説明書	9	<p>第1 - 8 - （1）式中</p> <p>入札価格のうちのSPC経費</p>	<p>第1 - 8 - （1）式中</p> <p>落札価格のうちのSPC経費</p>	誤記の修正
3	入札説明書	9	<p>第1 - 8 - （2）式中</p> <p>入札価格のうちの工事費等</p>	<p>第1 - 8 - （2）式中</p> <p>落札価格のうちの工事費等</p>	誤記の修正
4	入札説明書	11	<p>第3 - 3 - （1）ア</p> <p>1 構成企業とは、SPCに出資 4し、事業開始後、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担う（SPC又は構成企業等からこれらの業務を受託・請負をする場合を含む。）企業をいう。</p>	<p>第3 - 3 - （1）ア</p> <p>1 構成企業とは、SPCに出資 4し、事業開始後、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担う（SPCからこれらの業務を受託・請負をする場合を含む。）企業をいう。</p>	市の認識の明確化
5	入札説明書	11	<p>第3 - 3 - （1）ア</p> <p>2 協力企業とは、SPCに出資 4せず、事業開始後、SPC又は構成企業等から、計画、運営、設計、施工、施工監理及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを受託・請負をする企業のうち、入札参加者が提案書において指名する企業をいう。</p>	<p>第3 - 3 - （1）ア</p> <p>2 協力企業とは、SPCに出資 4せず、事業開始後、SPCから、計画、運営、設計、施工、施工監理及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを受託・請負をする企業のうち、入札参加者が提案書において指名する企業をいう。</p>	市の認識の明確化
6	入札説明書	29	<p>第3 - 7 - （13）エ</p> <p>ただし、設計費及び断通水作業費については、事業費の直接経費及び一般管理費等に算入し、その算出の考え方にあたっては参考資料No.1及びNo.3参照すること。</p>	<p>第3 - 7 - （13）エ</p> <p>ただし、設計費及び断通水作業費については、事業費の直接経費及び一般管理費等に算入し、その算出の考え方にあたっては参考資料No.6及びNo.8参照すること。</p>	誤記の修正

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
7	入札説明書	30	<p>第3 - 7 - (14)イ</p> <p>なお、設計費及び断通水作業費については、事業費の直接経費及び一般管理費等に算入し、その算出の考え方にあたっては参考資料 <a href="#">No.1</a> 及び <a href="#">No.3</a> を参照すること。</p>	<p>第3 - 7 - (14)イ</p> <p>なお、設計費及び断通水作業費については、事業費の直接経費及び一般管理費等に算入し、その算出の考え方にあたっては参考資料 <a href="#">No.6</a> 及び <a href="#">No.8</a> を参照すること。</p>	誤記の修正
8	提案書作成要領 [ 提案書 記載要領 ]	3	<p>第1 - 5 - (4)</p> <p>提案書及び添付書類（添付1～3及び5）を通して、ページ下部中央（余白内）に「提案書及び添付書類を通したページ番号/提案書及び添付書類の総ページ数」を記載すること。</p>	<p>第1 - 5 - (4)</p> <p>提案書及び添付書類（添付1～5）を通して、ページ下部中央（余白内）に「提案書及び添付書類を通したページ番号/提案書及び添付書類の総ページ数」を記載すること。</p>	誤記の修正
9	提案書添付書類1		<p>（添付1）財務3表</p> <p>入力について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（6ばつ目まで省略）</li> <li>・<u>なお、全シート内の計算式は、便宜のため入力しているものであり、数値の適正性や整合性の確認は必ず入札参加者において行ってください。</u></li> </ul> <p><u>～任意事業の記載がある場合～</u></p> <p><u>任意事業に関わる項目についても同一のシートに含めて、作成してください。その際、必ず特定事業と明確に区分（行を分けていただく、項目名称に【任意】をつける など）してください。</u></p> <p><u>なお、損益計算書にのみに必要事項を記載することも可とします。</u></p> <p><u>上記等の場合、事前に設定している計算式が不相当となりますので、必ず入札参加者側で適切に設定等してください。</u></p>	<p>（添付1）財務3表</p> <p>入力について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（6ばつ目まで省略）</li> <li>・<u>記載なし</u></li> </ul> <p><u>記載なし</u></p>	任意事業について記載する場合など、注意事項を追記

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
10	提案書添付書類1		<p>（添付1－）事業費内訳</p> <p>事業費内訳について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・作成後のシートにおける、<u>数値の適正性や整合性の確認は必ず入札参加者において行ってください。</u></li> <li>・（省略）</li> </ul> <p><u>～任意事業の記載がある場合～</u>  <u>本シートは、特定事業に係る事業費を集約するために作成されています。</u>  <u>「（添付1－）S P C 経費」に任意事業のご記載がある場合、上表のS P C 経費に集約されてしまいますので、必ず入札参加者にて任意事業に係る費用を除いていただきますようお願いいたします。</u>  <u>上記により、事前に設定している計算式が不適当となる場合は、必ず入札参加者側で適切に設定等してください。</u></p>	<p>（添付1－）事業費内訳</p> <p>事業費内訳について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・作成後のシートについては、<u>必ず応募者さまにてご確認いただきますようお願いいたします。</u></li> <li>・（省略）</li> </ul> <p><u>記載なし</u></p>	<p>表現の修正及び任意事業について記載する場合の注意事項を追記</p>
11	提案書添付書類1		<p>（添付1－）設計計画</p> <p><u>Excel内の数式についても一部修正</u></p> <p>入力について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・路線ごとに年度割した<u>前払金支払い請求額を含む設計費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）</u>を入力してください。</li> <li>・<u>年度割が連続したものでない場合（途中で実施しない年度を想定される場合は、必ず前払金支払い請求額を含む設計費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）に"0"を入力してください。欄外のサービス購入料A（設計費）の計算結果が上手く反映されない場合があります。なお、工期外は空白のままです。</u></li> <li>・金額は全て、消費税及び地方消費税抜きの金額を入力してください。</li> <li>・（5 ばつ目以降省略）</li> </ul>	<p>（添付1－）設計計画</p> <p>入力について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・路線ごとに年度割した設計費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）を入力してください。</li> <li>・金額は全て、消費税及び地方消費税抜きの金額を入力してください。</li> <li>・（4 ばつ目以降省略）</li> </ul>	<p>数式誤りの修正及び文言の追記</p>

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
12	提案書添付書類1		<p>（添付1－ ）工事計画 <u>Excel内の数式についても一部修正</u></p> <p>入力について ・（省略） ・路線ごとに年度割した前払金支払い請求額を含む工事費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）を入力してください。 ・<u>年度割が連続したものでない場合（途中で実施しない年度を想定される場合は、必ず前払金支払い請求額を含む工事費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）に"0"を入力してください。欄外のサービス購入料A（工事費）の計算結果が上手く反映されない場合があります。なお、工期外は空白のままです。</u> ・金額は全て、消費税及び地方消費税抜きの金額を入力してください。 ・（5ばつ目以降省略）</p>	<p>（添付1－ ）工事計画</p> <p>入力について ・（省略） ・路線ごとに年度割した工事費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）を入力してください。 ・金額は全て、消費税及び地方消費税抜きの金額を入力してください。 ・（4ばつ目以降省略）</p>	数式誤りの修正及び文言の追記
13	提案書添付書類1		<p>（添付1－ ）SPC経費</p> <p>入力について ・（7ばつ目まで省略）</p> <p>～任意事業の記載がある場合～ 必ず特定事業と明確に区分（行を分けていただく、項目名称に【任意】をつける など）してください。 記載していただく項目は、特定事業の場合と同様に、可能な範囲で具体的に記入してください。 本シートに任意事業についてご記載いただいた場合、自動的に「（添付1－ ）事業費内訳」に集約されます。しかしながら、（添付1－ ）には、任意事業の記載は必要ありませんので、（添付1－ ）に事前に設定している計算式についても、必ず入札参加者側で適切に設定等してください。</p>	<p>（添付1－ ）SPC経費</p> <p>入力について ・（7ばつ目まで省略）</p> <p><u>記載なし</u></p>	任意事業について記載する場合の注意事項を追記

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
14	提案書添付書類3		<p>（添付3-2）記入例 第5-2-(6)</p> <p>配水管分岐部以降の給水装置にかかる全ての情報（調定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>その他の法令等</u>に基づき管理を徹底しているか。</p>	<p>（添付3-2）記入例 第5-2-(6)</p> <p>配水管分岐部以降の給水装置にかかる全ての情報（調定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>及び大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の「個人情報」として、同法及び同条例</u>に基づき管理を徹底しているか。</p>	誤記の修正
15	提案書添付書類3		<p>（添付3-2）月次報告 第5-2-(6)</p> <p>配水管分岐部以降の給水装置にかかる全ての情報（調定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>その他の法令等</u>に基づき管理を徹底しているか。</p>	<p>（添付3-2）月次報告 第5-2-(6)</p> <p>配水管分岐部以降の給水装置にかかる全ての情報（調定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>及び大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の「個人情報」として、同法及び同条例</u>に基づき管理を徹底しているか。</p>	誤記の修正
16	要求水準書	7	<p>第1-7-(2)表2</p> <p>協力企業 <u>S P Cに出資（事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）を除く。）せず、事業開始後、S P C又は構成企業等（第2-1-(3)ア（ア）参照。）から、計画、運営、設計、施工、施工監理及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを受託・請負をする企業のうち、入札参加者が提案書において指名する企業をいう。</u></p>	<p>第1-7-(2)表2</p> <p>協力企業 <u>S P Cに出資（本完全無議決権株式を除く。）は行わないが、S P Cから本事業に係る業務を受託又は請負、入札参加者が提案書において指名する企業を指す。</u></p>	市の認識の明確化（入札説明書との表現統一）

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
17	要求水準書	7	<p>第1-7-(2)表2</p> <p>構成企業  <u>S P Cに出資（本完全無議決権株式を除く。）し、事業開始後、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担う（S P C又は構成企業等（第2-1-(3)ア（ア）参照。）からこれらの業務を受託・請負をする場合を含む。）企業をいう。</u></p>	<p>第1-7-(2)表2</p> <p>構成企業  <u>S P Cに出資（事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）を除く。）を行う企業を指す。</u></p>	市の認識の明確化（入札説明書との表現統一）
18	要求水準書	13	<p>第2-1-(3)イ</p> <p>業務責任者の配置                      本事業を構成する計画、運営、設計、施工、施工監理それぞれの業務において、業務の進捗及び品質を管理し、着実な履行を果たすため、S P C又は当該業務を担う構成企業等のうちいずれかに、（ア）から（エ）の業務責任者を1名ずつ配置すること（ただし、（ア）の業務責任者については計画業務と運営業務それぞれで責任者を配置することを妨げない。）とし、事業期間中、これら業務責任者と市との連絡体制を確保すること。                      （後略）</p>	<p>第2-1-(3)イ</p> <p>業務責任者の配置                      本事業を構成する計画、運営、設計、施工、施工監理それぞれの業務において、業務の進捗及び品質を管理し、着実な履行を果たすため、S P C又は当該業務を担う構成企業等のうちいずれかに、（ア）から（エ）の業務責任者を1名ずつ配置することとし、事業期間中、これら業務責任者と市との連絡体制を確保すること。                      （後略）</p>	提案の柔軟性を高めるための修正
19	要求水準書	14	<p>第2-1-(3)ウ（ア）</p> <p>イ（ア）の計画・運営業務責任者（<u>計画業務と運営業務それぞれで責任者を配置する場合は、それぞれの業務責任者について</u>）は、公告日の属する年度の直前15か年度内に工事期限が設定されている官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社に基づく高速道路会社、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者発注の土木一式工事 において、監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）又は主任技術者として従事した元請施工の実績を有していること。                      「土木一式工事」とは、事業費が概ね10億円以上（税込み）の大規模工事に限る。</p>	<p>第2-1-(3)ウ（ア）</p> <p>イ（ア）の計画・運営業務責任者は、公告日の属する年度の直前15か年度内に工事期限が設定されている官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社に基づく高速道路会社、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者発注の土木一式工事 において、監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）又は主任技術者として従事した元請施工の実績を有していること。                      「土木一式工事」とは、事業費が概ね10億円以上（税込み）の大規模工事に限る。</p>	提案の柔軟性を高めるための修正

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
20	要求水準書	46	<p>第5-2-(6)ウ</p> <p>配水管分岐部以降の給水装置はお客様の資産となるため、当該装置にかかる全ての情報（調定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）は「個人情報」となる。そのため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>その他の法令等</u>に基づき管理を徹底すること。</p>	<p>第5-2-(6)ウ</p> <p>配水管分岐部以降の給水装置はお客様の資産となるため、当該装置にかかる全ての情報（調定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）は「個人情報」となる。そのため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>及び大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の「個人情報」として、同法及び同条例</u>に基づき管理を徹底すること。</p>	誤記の修正
21	要求水準書	72	<p>別紙1 関係法令等1</p> <p>・<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）</p>	<p>別紙1 関係法令等1</p> <p>・<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）</p>	誤記の修正
22	要求水準書	74	<p>別紙1 関係法令等2-(2)</p> <p>・<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）</u></p>	<p>別紙1 関係法令等2-(2)</p> <p>・<u>大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）</u></p>	誤記の修正
23	基本協定書（案）	5	<p>第6条第4項</p> <p>4 【 】, 【 】, 【 】, 【 】及び【 】は、本事業の事業期間中、SPCとの間で締結する自らを当事者とする前項の各契約上の地位について、市の承認がない限り、処分することはできない。</p>	<p>第6条第4項</p> <p>4 【 】, 【 】, 【 】, 【 】及び【 】は、本事業の事業期間中、SPCとの間で締結する自らを当事者とする前項の各契約上の地位について、市<u>及びすべての構成企業</u>の承認がない限り、処分することはできない。</p>	手続の精査に伴う修正
24	事業契約書（案）	13	<p>第35条第3項</p> <p>市は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p>	<p>第35条第3項</p> <p>市、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p>	脱字の修正

新旧対比表（入札説明書等） 令和5年5月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和5年5月公表）	変更理由
25	事業契約書（案）	20	<p>第51条</p> <p>本事業について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、市は、別紙5の定めるところに従って、事業者に対して要求水準未達違約金の支払いを求めることができる。この場合において、市は、第33条の規定に基づき事業者が市に対して有するサービス購入料の支払いに係る債権と、市が事業者に対して有する要求水準未達違約金の支払いに係る債権とを対当額で相殺することができる。</p>	<p>第51条</p> <p><u>前二条に規定するモニタリングの結果</u>、本事業について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、市は、別紙5の定めるところに従って、事業者に対して要求水準未達違約金の支払いを求めることができる。この場合において、市は、第33条の規定に基づき事業者が市に対して有するサービス購入料の支払いに係る債権と、市が事業者に対して有する要求水準未達違約金の支払いに係る債権とを対当額で相殺することができる。</p>	市の認識の明確化
26	事業契約書（案）	33	<p>第82条第2項</p> <p>事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>その他の法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。</p>	<p>第82条第2項</p> <p>事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、<u>個人情報取扱指針（平成17年4月市市民局策定）</u>その他の法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。</p>	誤記の修正
27	事業契約書（案）	33	<p>第82条第7項</p> <p>事業者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>	<p>第82条第7項</p> <p>事業者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力（<u>大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下本条において「個人情報保護条例」という。）第50条第1項に基づく要請に対する協力を含むが、これに限られない。</u>）しなければならない。</p>	誤記の修正
28	事業契約書（案）	33	<p>第82条第8項</p> <p>前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。ただし、モニタリング実施計画に基づく勧告については、モニタリング実施計画に従って行うものとする。</p>	<p>第82条第8項</p> <p>前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告（<u>個人情報保護条例第51条に基づく要請に対する勧告を含むが、これに限られない。</u>）を行うことができる。ただし、モニタリング実施計画に基づく勧告については、モニタリング実施計画に従って行うものとする。</p>	誤記の修正